

🔊 🔊 名寄帳の記載内容が変わります 🔊 🔊

○従来・・・単独所有及び持分を有する共有物件分を表示

《令和7年8月12日以降》

共有物件は、名寄帳に表示されません。

★共有物件を含めた資産全体を確認したいときは、
「**資産証明書**」を取得してください。（有料）

地方公共団体システムの標準化に関する法律（令和3年9月1日施行）に基づき、本町では令和7年8月12日より基幹システムの標準化を行いました。これにより「名寄帳」が全国共通の様式になるため、土地・家屋とも本人所有分となり一般共有の資産は名寄帳に表示されなくなりました。また、レイアウトも標準化仕様で1枚の名寄帳に記載する物件は4件に変更されましたので、所有資産の数により返信用封筒（定型・定形外）のご用意に留意願います。

《注意》 相続などの手続きで資産全体の確認が必要な場合は、名寄帳だけでは不十分な場合がありますので、ご確認の上請求してください。

【喜茂別町役場住民課税務室】 0136 - 33 - 2211